

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## 👉 国税のコンビニ納付

**Q** : 税金がコンビニでも納付ができるようになるかと聞きましたが、どのようになるのですか？

**A** : 1月21日から全国のコンビニで納付ができるようになります。

### 【解説】

国税にかかる税金の納付が、今月の21日からコンビニでも納付することができるようになります。

コンビニで納付するには、バーコード付納付書が必要となります。

バーコード付納付書は、納付金額が30万円以下で次の場合に所轄の国税局又は税務署で発行されます。

- ① 確定した税額を期限前に通知する場合(所得税の予定納税等)
- ② 督促・催告を行なう場合(法人税や所得税などの国税の全税目)
- ③ 付加課税方式による場合(過少申告加算税や不納付加算税などの各種加算税)
- ④ 確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合

納付は、次のコンビニで取り扱われます。

am/pm、エブリワン、くらしハウス、コストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエイト、スリーエフ、セブオン、生活彩家、セイコーマート、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、HOT SPAR、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

